

「京都府交通安全基本条例（仮称）」について

〔条例制定に当たっての基本的な考え方〕

◆ 今、何が問題か

- 近年の交通事故発生件数は、交通安全対策の推進によって減少傾向にあるものの、交通事故によって多数の方が亡くなっているのが現状であり、また、その約半数を高齢者が占め、特に歩行中や自転車乗車中の事故が増加しています。進行する高齢化社会の中で、高齢者の安全確保はもとより高齢者自身の安全意識の向上を図る必要があります。
- 府内において、近年、京都市東山区祇園や亀岡市における悲惨な交通事故や悪質な飲酒運転によるひき逃げ事故などが続発しました。重大事故に至らないまでも、車両の粗暴運転など、残念ながら周囲に対する気遣いに欠ける行為の存在を否定することもできません。それらの背景には、交通規範を軽視する風潮があり、交通の安全に関するこのような低い意識が悪質かつ重大な事故につながっているものと考えられます。

◆ 今、必要なことは

- 今後、痛ましい交通事故をなくし、真に安心・安全な京都を実現するためには、今、改めて、交通の安全に反する行為が取返しのつかない結果をもたらす危険があることを府民一人ひとりが常に意識するのみならず、府、府民、市町村、国、関係団体等が一丸となって交通事故を起こさない社会風土・環境づくりを行っていくことが急務であると考えています。

◆ 今、なぜ条例か

- 平成25年は、交通事故死者数が大幅に減少しましたが、これまでの取組の成果を一過性のものとすることなく、府、府民、市町村、国、関係する団体など、オール京都府で交通事故の根絶に向けて全力を挙げて取り組む決意を、「条例」として明らかにしたいと考えています。

※ この基本的な考え方については、前文として条例に定めることとしています。

京都府交通安全基本条例（仮称）案の骨子

第1章 総則

この条例の目的の他、条例全体に通じる関係者の責務を次のように規定します。

第1 目的

この条例は、交通安全に関し、府、府民、運転者、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本的事項を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって交通事故のない安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とします。

※ 「交通安全」とは、道路交通の安全のことを、「運転者」とは、車両を運転する者のことをいいます。

なお、「車両」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両を指しております、自転車も含まれています。

第2 府の責務

- 1 府は、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとします。
- 2 府は、交通安全に関する施策の実施に当たっては、市町村、国及び関係団体との連絡調整を緊密に行うものとします。
- 3 府は、交通安全に関する施策に府民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとします。

第3 府民の責務

- 1 府民は、交通安全に関する理解を深め、その推進に努めるものとします。
- 2 府民は、府、市町村、関係団体等が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとします。

第4 運転者の責務

運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにするなど車両を安全に運転しなければならないこととします。

第5 事業者の責務

事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととします。

第6 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を遵守するとともに、歩きスマホのように車両への注意力が散漫となる行為は慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければならないこととします。

※ 「歩きスマホ」とは、その操作を指で画面上をなぞることにより行う携帯電話又はそれに類似する機器を操作しながら歩行することをいいます。

第2章 府民運動の推進

交通事故を起こさない社会風土・環境を作っていくためには、警察の取締りや行政の取組はもちろんのこと、府民や事業者等による交通安全に関する取組が、地域や職場などでより一層活発に展開されることが重要と考えています。

そのため、警察も含めた府の取組として次のようなことを規定します。

第7 府民運動の推進に向けた環境づくり

府は、交通安全に関する取組が府民運動として展開されるよう、市町村、国及び関係団体とも連携しながら、その環境づくりに努めるものとします。

第8 推進体制の整備

府は、市町村、国及び関係団体と連携して交通安全対策を総合的に推進するための体制を整備するものとします。

第9 府民の自主的な活動の促進

府は、交通安全に係る地域住民、事業者等による自主的な活動が、地域における交通安全の確保や事業所における交通安全に関する意識の高揚等のみならず、交通安全に関する府民全体の理解の促進につながることに鑑み、これらの活動が各地で活発に展開されるよう、助言、情報提供など必要な支援を行うものとします。

第10 市町村等への支援

府は、交通安全に関する市町村の施策及び関係団体による取組が円滑に実施されるよう、助言、情報提供など必要な支援を行うものとします。

第11 広報及び啓発

府は、交通安全に関する府民の关心及び理解を深めるとともに、積極的な取組が促進されるよう、適切な広報及び啓発を行うものとします。

第3章 交通安全の確保

交通安全の確保に向け、府が実施すべき取組、府民に求める取組等として次のようなことを規定します。また、特に、子どもや高齢者、障がい者等への配慮が必要であると考えています。

第12 子ども等の交通安全の確保

- 1 府は、交通安全に関する施策の実施に当たっては、子ども、高齢者、障がい者等の交通安全の確保に特別の配慮をするよう努めるものとします。
- 2 運転者は、子ども、高齢者、障がい者等の交通安全を確保するよう努めなければならないこととします。

第13 交通環境の整備

- 1 府は、交通環境の整備を図るため、市町村及び国とも連携しながら、道路及び交通安全施設の整備、交通の規制の実施等必要な措置を講じるものとします。
- 2 府は、住宅地、商店街等において前項の措置を講じるに当たっては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとします。
- 3 府は、交通環境の整備を推進するため、地域住民の意向の把握、重大な事故が発生し、又は交通事故が多発している道路及び当該道路と交通環境が類似する道路の点検等必要な措置を講じるものとします。

第14 通学路等の安全の確保

通学路等の管理者、学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設の長、子どもの保護者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子どもの交通安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとします。

※ 「通学路等」とは、子どもの通学、通園等の用に供されている道路のことをいいます。

第15 交通安全教育の推進等

- 1 府民は、子どもを交通事故から守るため、家庭及び地域において、子どもに対して交通安全教育を行うよう努めるものとします。
- 2 学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設の長は、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施するよう努めるとともに、子どもが交通安全に関する活動に参加することができるよう配慮するものとします。
- 3 大学その他の教育研究機関の長は、学生に対して交通安全教育を実施するよう努めるものとします。
- 4 事業者は、従業員に対して交通安全教育を実施するよう努めなければならないこととします。

- 5 府は、交通安全に関する高齢者の关心及び理解を深めるため、市町村、関係団体、関係する事業者等とも連携しながら、高齢者の日常生活圏を踏まえた広報啓発等必要な措置を講じるものとします。
- 6 府は、外国から訪れる観光旅行者、留学生等の交通安全に関する法令への理解を深めるため、市町村、関係団体、関係する事業者等とも連携しながら、外国語による広報啓発等必要な措置を講じるものとします。
- 7 府は、5・6の措置のほか、府民の交通安全に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、交通安全教育の推進に必要な措置を講じるものとします。

第16 調査研究

府は、交通安全に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとします。

第4章 危険運転の根絶等

府内では、一昨年から昨年にかけて、無免許運転、飲酒運転、粗暴な運転等による死傷者が多数に及ぶ交通事故が続けて発生しました。運転者に自覚さえあればいずれも防ぎ得たはずですが、これらの事故を起こした運転者に限らず、残念ながら、事故に至らないまでも、危険運転を行う者が絶えないのが実情です。

危険運転を根絶するためには、府民全体でそれを許さない環境を作ることが必要と考えて、次のようなことを規定します。

また、交通事故を引き起こす原因ともなる違法駐車についても、その防止に向けた取組が必要と考えています。

第17 危険運転の根絶

府民は、飲酒運転、無免許運転、居眠り運転、制御困難な高速度での自動車の運転その他の危険な運転は取返しのつかない結果をもたらし、決して許されないものであることを十分に認識し、家庭や地域、職場等において、危険な運転の根絶に向けた取組を実施するよう努めなければならないこととします。

第18 事業者の危険運転防止措置

事業者は、その業務に従事する運転者に対して飲酒、過労、病気等の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を隨時確認する等危険な運転の防止に必要な措置を講じなければならぬこととします。

第19 酒類提供飲食店の飲酒運転防止措置

酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒をした客が車両を運転しないよう確認する

等飲酒運転の防止に必要な措置を講じるよう努めなければならないこととします。

第20 運転者の自覚等

- 1 運転者は、自らの身体の機能の状態、健康の状況等を自覚し、自らの体調、運転操作等に不安を覚えるときは、運転の自粛、免許の自主的な返納等適切に対応しなければならないこととします。
- 2 身近に運転者のいる府民は、前項の趣旨を踏まえ、当該運転者の身体の機能の状態、健康の状況等に意を配るとともに、当該運転者に対する助言、支援等に努めるものとします。

第21 危険運転を認めた場合の防止措置

府民は、危険な運転が現になされ、又はなされるおそれがあると認めるときは、警察官への通報等、状況に応じた適切な措置を講じることにより、危険運転による交通事故の未然の防止に努めるものとします。

第22 違法駐車の防止

府民は、違法駐車が交通事故を引き起こす原因となることを十分に認識し、家庭や地域、職場等において、違法駐車の防止に向けた取組を実施するよう努めなければならないこととします。

第23 危険運転等の防止に向けた意識啓発等

府は、危険な運転及び違法駐車を防止するため、意識の啓発等必要な措置を講じるものとします。

第5章 交通事故被害者等に対する支援等

交通事故により被害を受けた場合、その御本人や御遺族等は、精神的にも経済的にも大きな打撃を受けることになります。そのような方々が平穏な生活を取り戻していくだけるよう、府の取組として次のようなことを規定します。

第24 交通事故被害者等に対する支援

- 1 府は、交通事故により被害を受けた者、その遺族等（以下「交通事故被害者等」という。）が平穏な生活を確保することができるよう、交通事故被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとします。
- 2 府は、前項の支援を効果的に推進するため、市町村、国及び関係団体と緊密な連携を図るものとします。

第25 支援体制の整備

府は、交通事故被害者等を支援するための体制を整備するものとします。

第6章 雜則

第26 年次報告

知事は、毎年、議会に、交通事故の状況及び交通安全に関する講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならないこととします。

第27 財政上の措置

府は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行することとします。